

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2002-133212

(P2002-133212A)

(43)公開日 平成14年5月10日 (2002.5.10)

(51)Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード*(参考)
G 0 6 F 17/60	3 1 8 Z E C 3 1 0 3 3 6	G 0 6 F 17/60	3 1 8 G 5 B 0 4 9 Z E C 5 B 0 7 2 3 1 0 E 5 B 0 7 5 3 3 6
13/00	5 1 0	13/00	5 1 0 C

審査請求 未請求 請求項の数18 O L (全 17 頁) 最終頁に続く

(21)出願番号 特願2000-327698(P2000-327698)

(22)出願日 平成12年10月26日(2000.10.26)

(71)出願人 500404960
 椎尾 一郎
 神奈川県横浜市青葉区奈良町2864-3 モ
 アクレスト玉川学園1-410

(71)出願人 500405163
 メディアポータルジャパン株式会社
 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比
 寿ガーデンプレイスタワー13階

(72)発明者 椎尾 一郎
 神奈川県横浜市青葉区奈良町2864-3 モ
 アクレスト玉川学園1-410

(74)代理人 100107113
 弁理士 大木 健一

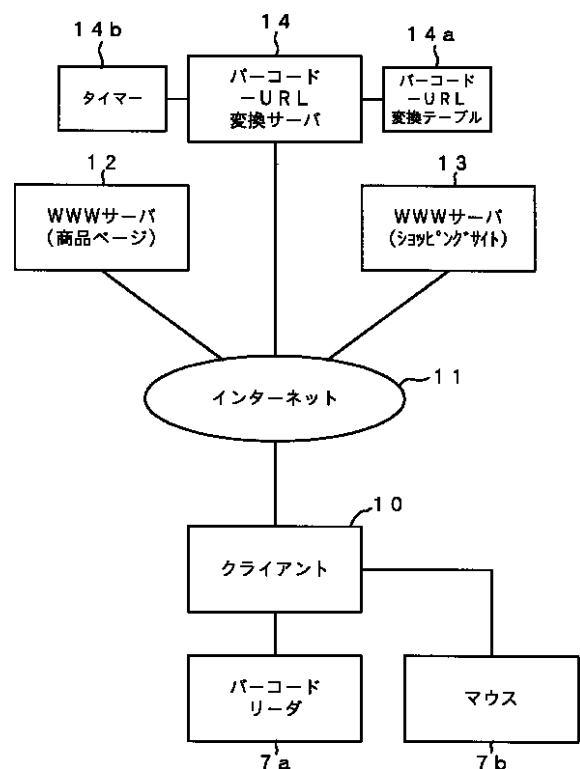
最終頁に続く

(54)【発明の名称】 電子商取引方法及び記録媒体

(57)【要約】

【課題】 インターネットの利用に慣れている者以外の人々にも広く受け入れられる商取引方法を提供することを目的とする。

【解決手段】 インターネット11を通じてクライアント10はバーコードをURLに変換する変換サーバ14にアクセスして所望のURLを得る。このURLに基づき商品のページを提供するWWWサーバ12及び/又はショッピングのページを提供するWWWサーバ13にアクセスする。バーコード-URL変換サーバ14は、バーコードのデータと所定のURLが予め対応づけられて記憶されているバーコード-URL変換テーブル14aを備える。バーコードのスキャンの状況(スキャン間隔、スキャン回数、スキャン方向)に応じて、バーコードはサーバ12又はサーバ13のいずれかのURLに変換される。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 バーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、タイマー及びバーコードURL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び／又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び／又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であつて、

前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、

前記バーコードURL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、

前記電子商取引方法は、

前記商品及び／又は役務の購入のためのバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、

前記商品及び／前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記タイマーの出力に基づき2回目のバーコードのスキャン時刻を判定するステップと、

前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされていれば前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、

前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、

前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされていなければ前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項2】 前記商品及び／又は役務の購入のためのバーコードを逆方向にスキャンしたときに処理を取り消すステップを備えることを特徴とする請求項1記載の電子商取引方法。

【請求項3】 キーボード及びバーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、バーコードURL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び／又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び／又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であつ

て、

前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、

前記バーコードURL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、

前記電子商取引方法は、

10 前記商品及び／前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記バーコードのスキャンのときに前記キーボードの予め定められたキーが押されたとき、前記バーコードのデータとともに前記キーのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送られたデータに前記キーのデータが含まれているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、

20 前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、

前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送られたデータに前記キーのデータが含まれていないとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

30 前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項4】 前記キーボードの予め定められたキーは、キーボードの「CTL」「SHIFT」及び「ALT」の少なくともいずれかであることを特徴とする請求項3記載の電子商取引方法。

【請求項5】 バーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、タイマー及びバーコードURL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び／又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び／又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であつて、

前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、

前記バーコードURL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、

50 前記電子商取引方法は、

前記商品及び／又は役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、

前記商品及び／前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致するかどうか判定するステップと、

1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致しないときに、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致したときに、前記タイマーの出力に基づき2回目のバーコードのスキャン時刻を判定するステップと、

前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされていれば前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、

前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、

前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされていなければ前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項6】 バーコードリーダー及びポインティングデバイスを備えるクライアントコンピュータと、バーコード-URL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び／又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び／又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であって、

前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、

前記バーコード-URL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、

前記電子商取引方法は、

前記商品及び／前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、

前記ポインティングデバイスが動作したときにその移動データを前記クライアントコンピュータから前記変換サ

ーバに送るステップと、

前記ポインティングデバイスが動作したかどうか判定するステップと、

前記ポインティングデバイスが動作しなかったとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、

10 前記ポインティングデバイスが動作したとき、その移動方向を判定するステップと、

前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であるとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、

前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、

前記ポインティングデバイスの移動方向が第1の方向であるとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、

20 前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項7】 前記ポインティングデバイスが動作したとき、その移動量を判定するステップを備え、

前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップは、前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であり、かつ、前記ポインティングデバイスの移動量が所定の量を超えているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換する、ことを特徴とする請求項6記載の電子商取引方法。

30 【請求項8】 前記変換サーバはタイマーを備え、前記電子商取引方法は、前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、

前記タイマーの出力に基づき前記ポインティングデバイスの動作が所定時間内になされたかどうか判定するステップと、を備え、

前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップは、前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であり、かつ、前記ポインティングデバイスの動作が所定時間内になされているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換する、ことを特徴とする請求項6記載の電子商取引方法。

40 【請求項9】 前記クライアントコンピュータは、前記バーコードリーダー及びポインティングデバイスに代えて、バーコードリーダー付きマウスを備えることを特徴とする請求項6記載の電子商取引方法。

【請求項10】 買い物スタートのバーコードをスキャンするステップと、

50

タイマーをスタートするステップと、
商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
前記タイマーの出力に基づき前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、

前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、
前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項11】 キーボードの所定のキーを押すステップと、

商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
前記商品又は役務のバーコードのスキャンが前記所定のキーを押しつつ行われたかどうか判定するステップと、
前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、
前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項12】 商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、

タイマーをスタートするステップと、
当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、

商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
前記タイマーの出力に基づき2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、

2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、

2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項13】 1回目のスキャンと2回目のスキャンが同じバーコードについてなされたかどうか判定するステップと、

当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップは、1回目のスキャンと2回目のスキャンが同じバーコードについてなされ、かつ、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、前記第2のWWWサーバへアクセスし、

2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップは、1回目のスキャンと2回目のスキャンが異なるバーコードについてなされ、あるいは、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、前記第1のWWWサーバへアクセスする、ことを特徴とする請求項12記載の電子商取引方法。

【請求項14】 商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、

10 ポインティングデバイスを移動させるステップと、
前記ポインティングデバイスの移動が第2方向になされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、

前記ポインティングデバイスの移動が第1方向になされたとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法。

【請求項15】 コンピュータに、
買い物スタートのバーコードをスキャンするステップ

20 と、
タイマーをスタートするステップと、
商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
前記タイマーの出力に基づき前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、

前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、
前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内

30 になされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録した媒体。

【請求項16】 コンピュータに、
キーボードの所定のキーを押すステップと、

商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
前記商品又は役務のバーコードのスキャンが前記所定のキーを押しつつ行われたかどうか判定するステップと、
前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、

40 前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録した媒体。

【請求項17】 コンピュータに、
商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、
タイマーをスタートするステップと、

50 当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWW

サーバへアクセスするステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記タイマーの出力に基づき2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、

2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、

2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録した媒体。

【請求項18】 コンピュータに、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、ポインティングデバイスを移動させるステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第2方向になされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第1方向になされたとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録した媒体。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】 この発明は、インターネット等を用いて行う商取引方法及び記録媒体に関する。

【0002】

【従来の技術】 インターネットを利用した商取引がさかんになりつつある。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 従来、インターネットで商品情報を得ようとする場合、メーカーのホームページを検索し、ジャンプし、その中でさらに目的の商品のページに移動しなければならなかった。これらの操作は、インターネットの利用に慣れていない人にとって、やっかいで煩雑なものであった。

【0004】 そこで、この発明は、インターネットの利用に慣れている者以外の人々にも広く受け入れられる商取引方法を提供することを目的とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】 この発明に係る電子商取引方法は、バーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、タイマー及びバーコードURL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び/又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び/又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコン

ピュータシステムを用いた電子商取引方法であって、前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、前記バーコードURL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、前記電子商取引方法は、前記商品及び/又は役務の購入のためのバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、前記商品及び/前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記タイマーの出力に基づき2回目のバーコードのスキャン時刻を判定するステップと、前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされているれば前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないければ前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備えるものである。

【0006】 好ましくは、前記商品及び/又は役務の購入のためのバーコードを逆方向にスキャンしたときに処理を取り消すステップを備える。

【0007】 この発明に係る電子商取引方法は、キーボード及びバーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、バーコードURL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び/又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び/又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であって、前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、前記バーコードURL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、前記電子商取引方法は、前記商品及び/前記役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記バーコードのスキャンのときに前記キーボードの予め定められたキーが押されたとき、前記バーコードのデータとともに前記キーのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送られたデータに前記キーのデ

ータが含まれているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送られたデータに前記キーのデータが含まれていないとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備えるものである。

【0008】好ましくは、前記キーボードの予め定められたキーは、キーボードの「CTL」「SHIFT」及び「ALT」の少なくともいずれかである。

【0009】この発明に係る電子商取引方法は、バーコードリーダーを備えるクライアントコンピュータと、タイマー及びバーコード-URL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び/又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び/又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であって、前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、前記バーコード-URL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、前記電子商取引方法は、前記商品及び/又は役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、前記商品及び/又は役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致するかどうか判定するステップと、1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致しないときに、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、1回目のバーコードのデータと2回目のバーコードのデータが一致したときに、前記タイマーの出力に基づき2回目のバーコードのスキャン時刻を判定するステップと、前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になさばれば前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、前記2回目のバーコードのスキャンが所定時間内になさばれば前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備えるものであ

る。

【0010】この発明に係る電子商取引方法は、バーコードリーダー及びポインティングデバイスを備えるクライアントコンピュータと、バーコード-URL変換テーブルを備え、バーコードをURLに変換する変換サーバと、商品及び/又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバと、前記商品及び/又は役務を購入するための第2のWWWサーバとを備えるクライアントコンピュータシステムを用いた電子商取引方法であって、前記クライアントコンピュータ、前記変換サーバ、前記第1のWWWサーバ及び前記第2のWWWサーバはインターネットに接続され、前記バーコード-URL変換テーブルにおいて、少なくともひとつのバーコードに対して前記第1のWWWサーバの第1のURLと前記第2のWWWサーバの第2のURLが対応づけられ、前記電子商取引方法は、前記商品及び/又は役務に関するバーコードをスキャンして、そのデータを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記ポインティングデバイスが動作したときにその移動データを前記クライアントコンピュータから前記変換サーバに送るステップと、前記ポインティングデバイスが動作したかどうか判定するステップと、前記ポインティングデバイスが動作しなかったとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、前記ポインティングデバイスが動作したとき、その移動方向を判定するステップと、前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であるとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップと、前記第2のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第2のWWWサーバにアクセスするステップと、前記ポインティングデバイスの移動方向が第1の方向であるとき、前記バーコードを前記第1のURLに変換するステップと、前記第1のURLに基づき、前記クライアントコンピュータが前記第1のWWWサーバにアクセスするステップと、を備えるものである。

【0011】好ましくは、前記ポインティングデバイスが動作したとき、その移動量を判定するステップを備え、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップは、前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であり、かつ、前記ポインティングデバイスの移動量が所定の量を超えているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換する。

【0012】好ましくは、前記変換サーバはタイマーを備え、前記電子商取引方法は、前記変換サーバが前記タイマーをスタートさせるステップと、前記タイマーの出力に基づき前記ポインティングデバイスの動作が所定時間内になされたかどうか判定するステップと、を備え、前記バーコードを前記第2のURLに変換するステップ

は、前記ポインティングデバイスの移動方向が第2の方向であり、かつ、前記ポインティングデバイスの動作が所定時間内になされているとき、前記バーコードを前記第2のURLに変換する。

【0013】好ましくは、前記クライアントコンピュータは、前記バーコードリーダー及びポインティングデバイスに代えて、バーコードリーダー付きマウスを備える。

【0014】この発明に係る電子商取引方法は、買い物スタートのバーコードをスキャンするステップと、タイマーをスタートするステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記タイマーの出力に基づき前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備えるものである。

【0015】この発明に係る電子商取引方法は、キーボードの所定のキーを押すステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが前記所定のキーを押しつつ行われたかどうか判定するステップと、前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備えるものである。

【0016】この発明に係る電子商取引方法は、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、タイマーをスタートするステップと、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記タイマーの出力に基づき2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備えるものである。

【0017】好ましくは、1回目のスキャンと2回目のスキャンが同じバーコードについてなされたかどうか判定するステップと、当該商品又は役務を購入するための

第2のWWWサーバへアクセスするステップは、1回目のスキャンと2回目のスキャンが同じバーコードについてなされ、かつ、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、前記第2のWWWサーバへアクセスし、2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップは、1回目のスキャンと2回目のスキャンが異なるバーコードについてなされ、あるいは、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、前記第1のWWWサーバへアクセスする。

【0018】この発明に係る電子商取引方法は、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、ポインティングデバイスを移動させるステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第2方向になされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第1方向になされたとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備えるものである。

【0019】この発明に係る記録媒体は、コンピュータに、買い物スタートのバーコードをスキャンするステップと、タイマーをスタートするステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記タイマーの出力に基づき前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうか判定するステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録したものである。

【0020】この発明に係る記録媒体は、コンピュータに、キーボードの所定のキーを押すステップと、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記商品又は役務のバーコードのスキャンが前記所定のキーを押しつつ行われたかどうか判定するステップと、前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記所定のキーを押しつつ前記スキャンがなされていないとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録したものである。

【0021】コンピュータに、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、タイマーをスタートするステップと、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、商品又

10

20

30

40

50

は役務のバーコードをスキャンするステップと、前記タイマーの出力に基づき2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされたかどうかを判定するステップと、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされているとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、2回目の前記商品又は役務のバーコードのスキャンが所定時間内になされていないとき、2回目の当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録した媒体。

【0022】この発明に係る記録媒体は、コンピュータに、商品又は役務のバーコードをスキャンするステップと、ポインティングデバイスを移動させるステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第2方向になされたとき、当該商品又は役務を購入するための第2のWWWサーバへアクセスするステップと、前記ポインティングデバイスの移動が第1方向になされたとき、当該商品又は役務に関する情報を提示する第1のWWWサーバへアクセスするステップと、を備える電子商取引方法を実行させるためのプログラムを記録したものである。

【0023】媒体には、例えば、フロッピー（登録商標）ディスク、ハードディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、CD（CD-ROM、Video-CDを含む）、DVD（DVD-Video、DVD-ROM、DVD-RAMを含む）、ROMカートリッジ、バッテリーバックアップ付きのRAMメモリカートリッジ、フラッシュメモリカートリッジ、不揮発性RAMカートリッジ等を含む。

【0024】また、電話回線等の有線通信媒体、マイクロ波回線等の無線通信媒体等の通信媒体を含む。インターネットもここでいう通信媒体に含まれる。

【0025】媒体とは、何等かの物理的手段により情報*

バーコード	URL 1	URL 2
商品Aのバーコード	商品Aの紹介HP	商品Aの買い物HP
商品Bのバーコード	商品Bの紹介HP	商品Bの買い物HP
カタログのショッピングの開始のバーコード	当該カタログの買い物HP	(無し)

【0031】この例からわかるように、ある商品に対して複数のURLが割り当てられている。どちらのURLを選択するかは、バーコード読み取りの際の操作内容に依存する。この点は後に詳しく説明する。なお、割り当てられるURLの数は任意であり、上記のように1、2の場合はもちろん、3以上の場合も含む。

【0032】サーバ14は、バーコード読み取りの際の操作内容を判定するために用いられるタイマー14bを備える。なお、後述の判定処理の一部は、判定の際にタイマー14bを用いない。これらの判定処理においてタイマー14bは必須ではない。

*（主にデジタルデータ、プログラム）が記録されているものであって、コンピュータ、専用プロセッサ等の処理装置に所定の機能を行わせることができるものである。要するに、何等かの手段でもってコンピュータにプログラムをダウンロードし、所定の機能を実行させるものであればよい。

【0026】

【発明の実施の形態】発明の実施の形態1、図1は、この発明の実施の形態に係るシステムの全体図を示す。インターネット11を通じてクライアント10は、まず、バーコードをURLに変換する変換サーバ14にアクセスして所望のURLを得る。そして、このURLに基づき商品のページを提供するWWWサーバ12及び/又はショッピングのページを提供するWWWサーバ13にアクセスすることができる。

【0027】クライアント10は、一般的なパーソナルコンピュータであり、マウス7bなどのポインティングデバイスを備えるとともに、バーコードリーダ7aも備える。なお、バーコードリーダ7aは、マウス7bと一体になったバーコードリーダ付きのマウスであってもよい。

【0028】商品のページを提供するWWWサーバ12は、例えば、当該商品のメーカー、販売店により運営される。ショッピングのページを提供するWWWサーバ13は、例えば、通信販売業者により運営される。これらのURLは、予めバーコード-URL変換テーブル14aに記憶されている。

【0029】バーコード-URL変換サーバ14は、バーコードを所望のURLに変換するサービスの提供者により運営される。サーバ14は、バーコードのデータと所定のURLが予め対応づけられて記憶されているバーコード-URL変換テーブル14aを備える。その例を下記に示す。

【0030】

バーコード	URL 1	URL 2
商品Aのバーコード	商品Aの紹介HP	商品Aの買い物HP
商品Bのバーコード	商品Bの紹介HP	商品Bの買い物HP
カタログのショッピングの開始のバーコード	当該カタログの買い物HP	(無し)

【0033】図4は、この発明の実施の形態に係るシステムに用いられるカタログの概要を示す。図4はカタログのある1頁の構成の一例を示す（なお頁内の各要素の配置は説明のための一例であって、図4の配置に限定されないのは言うまでもない）。一般的なカタログは、頁ごとに商品の写真や説明が印刷されたものであり、多数の頁が製本されて一冊の本になっている。この発明の実施の形態においても、同様の構成をとることができるし、あるいは頁ごとに分離したリーフレット形式であったり、1枚の頁のみのカタログ（例えば新聞の折り込み広告）であってもよい。

【0034】図4の例では、ある頁のカタログの左上にバーコード101が印刷されている。このバーコード101は、カタログの種類及び／又は当該カタログの頁を特定するためのものである。このバーコードは当該カタログに基づき買い物を開始するという意味も有する。その下に、商品A、商品B、商品C、商品Dの写真や説明が印刷されている。この点は従来のカタログと同じである。しかし、商品A～Dには、それぞれ固有の領域が割り当てられ、そこにそれぞれの商品のバーコード102a～102dが印刷されている。

【0035】図4において、カタログの下部に購入のためのバーコード104、購入取消のためのバーコード105、購入数量を指定するためのバーコード103が印刷されている。例えば、1、2、3、・・・といった購入数量ごとにバーコード103が設けられている。ユーザーは、所望の商品を後述の手順で指定した後、バーコードリーダー7aでバーコード104を読み込み、さらにバーコード103で数量を指定すれば当該商品を購入することができる。また、購入をキャンセルする場合、バーコード105を読み込めばよい。バーコード101をスキャンすると当該頁がどのカタログのどの頁であるかを識別するためのデータが読み込まれる。

【0036】なお、購入のためのバーコード104と取消のためのバーコード105を同じものとしてもよい。この場合、スキャンの方向を検出して、方向に応じて購入かそれとも取消かをクライアントが判断する。例えば、右にスキャンすれば購入と判断し、左にスキャンすれば取消と判断する。

【0037】図2はこの発明の実施の形態の装置（システム）／方法の動作フローチャートである。図2（a）は、バーコードをスキャンしたときに行う動作を選択できるようにするための処理である。この処理によれば、同じバーコードに複数の意味を対応させることができる。これに対し、図2（b）は商品のバーコードをスキャンしたときに、当該商品のメーカーのページ（URL）にジャンプする処理を示す。この処理はひとつのバーコードに対してひとつの動作が対応づけられている。

【0038】図2（a）に示すように、利用者はまず買い物スタートのバーコード（例えば図4の符号101）をスキャンする（S1）。これにより買い物セッションがスタートする（S2）。同時に、タイマーがスタートし次の動作までの時間を計測する（S3）。利用者が商品のバーコード（例えば図4の符号102a～102d）をスキャンする（S4）。このスキャンが所定時間内、つまりタイマーの計測時間が所定時間内であるかどうか判断し（S5）、所定時間内であれば当該商品を扱うショッピングサイト（URL）へジャンプし（S6）、所定時間内であれば当該商品のページ（URL）にジャンプする（S7）。利用者が買い物スタートのバーコードをスキャンした後、すぐに商品のバーコー

ドをスキャンすれば当該商品の購入を希望していると考えられる。しかし、利用者が買い物スタートのバーコードをスキャンした後、すぐに商品のバーコードをスキャンしない場合も想定される。この場合、ユーザーは誤って買い物スタートのバーコードをスキャンしたか、あるいは商品の購入を思いとどまったと考えられる。このような場合、ショッピングサイトへのジャンプは望ましくない。このような理由から、この発明の実施の形態1ではタイマーの計測時間に応じて動作を切り分けている。

10 なお、購入のバーコードをスキャンした後、利用者にこれを取り消すバーコードをスキャンしてもらうことも考えられるが、再度のスキャンの手間がわずらわしい。これに対し、この発明の実施の形態1では再度のスキャンが不要であり、次に商品のバーコードをスキャンすれば、図2（b）のような通常の動作を行わせることができて便利である。

20 【0039】例えば、買い物スタートのバーコードをスキャンし、その後一定期間内に商品のバーコードがスキャンされたら、当該商品のメーカーのページでなく、当該商品のショッピングサイトにジャンプするとともに、当該商品の買い物ページが表示される。

30 【0040】なお、このような時間管理は、特に、インターネットを用いたシステムにおいて有効である。Webでは時間以外の管理ができないからである。例えば、クライアントとサーバの間の手順がどこまで進んでいるか（買い物の段階にあるのか、それとも商品案内の段階にあるのか）を知ることができない。これは、TCP/IPのプロトコルが、リクエスト・レスポンスの繰り返しであり、リクエストに対するレスポンスで処理が完了するためである。リクエストが何回あったから、どの段階というような判断ができないためである。これはサーバに対する接続がいつ切られても大丈夫にするためである。

40 【0041】図3は、図1のクライアントサーバシステムにおける図2（a）の実行手順の例である。買い物スタートのバーコードをスキャンしてそのデータを変換サーバ14に送ると、タイマーがスタートして買い物セッションが開始する（S10～S13）。その後、商品バーコードをスキャンしてそのデータを変換サーバ14に送ると、スキャン時刻の判定がなされる（S14～S17）。スキャンが所定時間内であればバーコードをショッピングサイトのURLに変換する（S24）。クライアント10はこのデータを受けてショッピングサイトのサーバ13にアクセスする（S25～S28）。スキャンが所定時間内であればバーコードを当該商品のページのURLに変換する（S18）。クライアント10はこのデータを受けて商品のページのサーバ12にアクセスする（S19～S23）。

50 【0042】以上のように、この発明の実施の形態1の装置（システム）／方法によれば、複雑な操作を要求することなく、利用者はショッピングサイトにおいて商品

を購入するだけでなく、商品提供者のホームページにおいて当該商品の情報を入手することができる。これらの場合に利用される商品のバーコードは共通であり、利用者にとって便利であるとともに、カタログ等への印刷の点でも有利である。これはひとつの商品のバーコードをタイマーに基づき複数のURLに対応させることができるためである。

【0043】発明の実施の形態2. 上記発明の実施の形態1の装置／方法は、ひとつの商品のバーコードをタイマーに基づき複数のURLに対応させた。この発明の実施の形態2の装置／方法は、スキャン時の付加情報によりひとつの商品のバーコードを複数のURLに対応させるものである。

【0044】この発明の実施の形態2によれば、例えば、キーボードの「CTL」「SHIFT」「ALT」などのキーを押しながらバーコードをスキャンすると、当該商品のショッピングサイトにジャンプするとともに、当該商品の買い物ページが表示される。一方、キーを押さずに商品のバーコードをスキャンすると、当該商品のメーカーのページ(URL)にジャンプする。

【0045】図5はこの発明の実施の形態2の装置(システム)／方法の動作フローチャートである。図5は、バーコードをスキャンしたときに行う動作を選択できるようにするための処理である。なお、キーを押さずに商品バーコードをスキャンしたときの処理は図2

(b)の処理と同じである。

【0046】図5において、利用者がキーボードの所定のキーを押しつつ(あるいは押さずに)商品のバーコード(例えば図4の符号102a~102d)をスキャンする(S30)。このスキャンが所定のキーを押しつつ行われたものかどうか判定し(S31)、押されていれば当該商品を扱うショッピングサイト(URL)へジャンプし(S32)、押されていない場合は当該商品のページ(URL)にジャンプする(S32)。

【0047】図6は、図1のクライアントサーバシステムにおける図5の実行手順の例である。所定のキーを押しながら商品バーコードをスキャンしてそのデータを変換サーバ14に送る(S40~S42)。サーバ14は当該商品バーコードをショッピングサイトのURLに変換し、クライアント10に送る(S43, S44)。クライアント10はこのデータを受けてショッピングサイトのサーバ13にアクセスする(S45~S48)。

【0048】一方、所定のキーを押さずに商品バーコードをスキャンしてそのデータを変換サーバ14に送る(S49~S51)と、サーバ14は当該商品バーコードを当該商品のページのURLに変換し、クライアント10に送る(S52, S53)。クライアント10はこのデータを受けて商品のページのサーバ12にアクセスする(S54~S57)。

【0049】以上のように、この発明の実施の形態2の

装置(システム)／方法によれば、キーボードの特定のキーを利用することにより、利用者はショッピングサイトにおいて商品を購入するだけでなく、商品提供者のホームページにおいて当該商品の情報を入手することができる。これらの場合に利用される商品のバーコードは共通であり、利用者にとって便利であるとともに、カタログ等への印刷の点でも有利である。

【0050】発明の実施の形態3. この発明の実施の形態3の装置／方法は、同じ商品のバーコードのスキャン回数に応じて、ひとつの商品のバーコードを複数のURLに対応させるものである。

【0051】例えば、同じ商品のバーコードを続けて2回スキャンすることにより当該商品のショッピングサイトにジャンプするとともに、当該商品の買い物ページが表示される。一方、スキャン回数が1回であれば当該商品のメーカーのページ(URL)にジャンプする。

【0052】図7はこの発明の実施の形態3の装置(システム)／方法の動作フローチャートである。図7は、バーコードをスキャンしたときに行う動作を選択できるようにするための処理である。

【0053】図7に示すように、利用者は商品のバーコード(例えば図4の符号102a~102d)をスキャンする(S60)。これを受けて当該商品のページ(URL)にジャンプする(S60)。このように、まず商品のページにジャンプするのは利用者を待たせずにアクションを起こすためである。仮にタイムアウトまで待ってから動作を開始すると利用者が不便に感じると思われる。同時に、タイマーがスタートし次の動作までの時間を計測する(S62)。利用者が再び商品のバーコードをスキャンしたら(S63)、このスキャンが同じ商品バーコードに対してなされたかどうか判定する(S64)。同じバーコードであれば利用者は通常の動作ではなく別の動作をしたと考えられるから、ステップS65に進む。異なるバーコードであれば利用者は別の商品のページの閲覧を希望していると考えられるから、新しくスキャンした商品のページへジャンプする(S67)。

【0054】次に、ステップS63のスキャンが所定時間内、つまりタイマーの計測時間が所定時間内であるかどうか判断し(S65)、所定時間内であれば当該商品を扱うショッピングサイト(URL)へジャンプし(S66)、所定時間内でなければ当該商品のページ(URL)にジャンプする(S67)。利用者が続けてある商品のバーコードをスキャンした後、すぐに同じ商品のバーコードをスキャンすれば当該商品の購入を希望していると考えられる。しかし、利用者が商品のバーコードをスキャンした後、すぐに商品のバーコードをスキャンしない場合、ユーザーは商品の購入を思いとどまったか、あるいは単に当該商品のページを再表示させようとしていたと考えられる。このような場合、ショッピングサイトへのジャンプは望ましくない。このような理由から、

この発明の実施の形態3ではタイマーの計測時間に応じて動作を切り分けている。

【0055】図8は、図1のクライアントサーバシステムにおける図7の実手順の例である。利用者が商品バーコードをスキャンして変換サーバ14に送る(S70～S72)。これを受けてとき変換サーバ14はタイマーをスタートさせる(S73)。利用者が2回目の商品バーコードをスキャンして変換サーバ14に送る(S75、S76)。変換サーバ14は最初の商品バーコードと2回目のバーコードに基づきスキャンの判定を行い、そのスキャンの意味に応じてバーコードをURLに変換する(S77、S78)。当該スキャンの意味が商品ページの表示であれば、クライアント10は変換されたURLを受けてWWWサーバ12にアクセスし所定のページを表示する(S79～S83)。当該スキャンの意味がショッピングサイトへのジャンプであれば、クライアント10は変換されたURLを受けてWWWサーバ13にアクセスし所定のページを表示する(S84～S89)。

【0056】以上のように、この発明の実施の形態3の装置(システム)／方法によれば、同じバーコードを複数回利用することにより、利用者はショッピングサイトにおいて商品を購入するだけでなく、商品提供者のホームページにおいて当該商品の情報を入手することができる。これらの場合に利用される商品のバーコードは共通であり、利用者にとって便利であるとともに、カタログ等への印刷の点でも有利である。

【0057】発明の実施の形態4、この発明の実施の形態4の装置／方法は、商品のバーコードのスキャンの際に付随した動作に応じて、ひとつの商品のバーコードを複数のURLに対応させるものである。

【0058】例えば、パソコンにおいて、バーコードをスキャンしたときに、同時あるいは多少の時間的な前後関係でポイントあるいはポイントングデバイスを動かしたとき、その動きの方向に応じてひとつの商品のバーコードを異なるURLに対応させる。この場合、バーコードリーダー及びマウスを用いることができるのはもちろんであるが、バーコードリーダー付きマウス(詳しくは後述する)を用いると、スキャンという動作とポイントングデバイスの動作を連続的に行わせることができ便利である。バーコードリーダー付きマウスはバーコードを読み出力することができるとともに、デバイスの移動データを出力することができる。例えば、図11に示すように、コーヒーマーカーのバーコードをスキャンした後に上の領域に移動すれば、利用者のパソコンにはバーコードデータとともに、スキャン後に上の領域に移動したというデータが送られる。上の領域が、「メーカーのWWWサイトを見る」領域であると定義されていれば、パソコンは当該コーヒーマーカーのWWWサイトを閲覧する。一方、フォークとナイフのセットのバーコー

ドをスキャンした後に下の領域に移動し、下の領域が「ショッピングカートに追加する」領域であると定義されていれば、パソコンは当該フォークとナイフのセットのショッピングサイトを閲覧し、当該商品を購入するための処理を行う。

【0059】なお、この発明の実施の形態4は、バーコードリーダーとマウスの組み合わせに限定されない。例えば、バーコードリーダーとトラックボール、ジョイスティックの組み合わせや、バーコードリーダーと上下左右方向への移動キーとの組み合わせにも適用できる。

【0060】図9はこの発明の実施の形態4の装置(システム)／方法の動作フローチャートである。図9は、バーコードをスキャンしたときに行う動作を選択できるようにするための処理である。

【0061】図9に示すように、利用者は商品のバーコード(例えば図4の符号102a～102d)をスキャンする(S90)。これを受けてタイマーがスタートしマウスの移動までの時間を計測する(S91)。マウスからその移動距離及び方向に関するデータを受ける(S92)。マウスが移動し、かつ、その操作が所定時間内になされたかどうか判定する(S93)。マウスが移動しなかったとき、あるいは、その操作が所定時間内になされなかったとき、利用者が単に商品のバーコードをスキャンしただけであると考えられるから、基本的動作、つまり当該商品のバーコードに対応づけられたページ(URL)にジャンプする(S94)。マウスが移動し、かつ、その操作が所定時間内になされたときは、マウスの移動方向がどちらであるか判定する(S95)。第1の方向(図11の例では下側)であれば、当該商品を扱うショッピングサイト(URL)へジャンプし(S96)、第2の方向(図11の例では上側)であれば、当該商品のページ(URL)へジャンプする(S97)。

【0062】なお、ステップ95のマウスの移動方向の判断に加えて、マウスの移動距離も判断するようにしてもよい。例えば、図11において商品の表示領域と、「メーカーのWWWサイトを見る」領域と「ショッピングカートに追加する」領域の間に境界線が引かれているが、マウスがこの境界線を越えたかどうかも判断する。このようにすれば、誤ってマウスを移動させたときでも、利用者の意図に反した処理を行う可能性を低くすることができる。なお、マウスの移動距離にのみ基づいて判定を行ってもよい。

【0063】また、マウスの移動方向は、図12に示すようなものであってもよい。図12(a)はバーコード103をスキャンした後の移動方向103-1～103-5を定義し、それぞれ異なる意味をもたせたものである。例えば、方向103-1のとき「購入数=1」のデータが送られ、方向103-5のとき「購入数=5」のデータが送られる。図12(b)はバーコードをスキャ

ンした後の移動方向を左右103-6, 103-7とし、それぞれ異なる意味をもたせたものである。

【0064】図10は、図1のクライアントサーバシステムにおける図9の実行手順の例である。利用者が商品バーコードをスキャンして変換サーバ14に送る(S100~S102)。これを受けてとき変換サーバ14はタイマーをスタートさせる(S103)。利用者がマウスを移動させると、その移動データが変換サーバ14に送られる(S104~S107)。変換サーバ14は、移動データに基づきスキャンされたバーコードの意味の判定を行い、そのスキャンの意味に応じてバーコードをURLに変換する(S107, S108)。当該スキャンの意味が商品ページの表示であれば、クライアント10は変換されたURLを受けてWWWサーバ12にアクセスし所定のページを表示する(S109~S113)。当該スキャンの意味がショッピングサイトへのジャンプであれば、クライアント10は変換されたURLを受けてWWWサーバ13にアクセスし所定のページを表示する(S114~S119)。

【0065】以上のように、この発明の実施の形態4の装置(システム)／方法によれば、バーコードをスキャン後にポインタあるいはポインティングデバイスの移動方向及び／又は移動距離を判定することにより、利用者はショッピングサイトにおいて商品を購入するだけでなく、商品提供者のホームページにおいて当該商品の情報を入手することができる。これらの場合に利用される商品のバーコードは共通であり、利用者にとって便利であるとともに、カタログ等への印刷の点でも有利である。

【0066】発明の実施の形態5、以上の発明の実施の形態1~4は、変換サーバ14でスキャンの意味を判定し、URLに変換するものであった。この発明はこれに限定されない。全ての処理を利用者のパソコンで行うようにしてもよい。

【0067】図13は、この発明の実施の形態5に係るシステム／方法のクライアントの概略構成を示す図である。CPU1には、ディスプレイ2、キーボード3、モデムやLANカードの通信接続装置4が接続されている。さらに、タイマー5、商品のページ用バーコードURL変換メモリ6a、買い物ページ用バーコードURL変換メモリ6bを含むメモリ6、バーコードリーダー7a、マウス7b(あるいはバーコードリーダー付きマウス7)、動作判定プログラムを記憶したメモリ8が接続されている。バーコードリーダー7aとマウス7bは、USBインタフェースによりキーボード3を介してCPU1に接続されてもよい。動作判定プログラムは、バーコードのスキャンの意味を判定するとともに、その意味に応じてバーコードをURLに変換する。

【0068】バーコードリーダー付きマウス7について簡単に説明を加える。このデバイスは、通常のタイプのマウス7に、バーコードリーダー7aを内蔵したもので

ある。マウス7のボールの回転に伴い、その移動を検出して信号を出力するとともに、マウス7の移動面上に存在するバーコード(例えば、商品カタログ上に印刷された商品特定用バーコード。なお、以下においてカタログを例に説明するが、これはあくまでも一例であってこれに限定されないのは言うまでもない)をバーコードリーダー7aで読み込むことができる。このマウス7を用いることにより、ユーザーは位置の指定とバーコードの読み込みを連続して行うことができるので、本発明の実施の形態の用途には最適である。なお、バーコードリーダー付きマウス7の具体的な形態は、例えば、ペン型のバーコードリーダーを、ペン型の機械式マウスに組み合わせたもの(例えばバインドしたもの)であってよい。

【0069】動作判定プログラムは、図2、図5、図7及び図9のうちの一部又は全部の処理を行う。その処理の内容は前述のとおりであるので、その説明は省略する。

【0070】なお、以上の説明において、インターネットを利用したクライアントサーバシステムを例にとり説明したが、本発明はこれに限定されない。イントラネットを利用したクライアントサーバシステムはもちろん、データ通信可能な携帯電話のシステムにも適用できる。例えば、バーコードリーダーを携帯電話に接続することにより、あるいは、バーコードリーダーを携帯電話に内蔵することにより、本システムを実現することができる。

【0071】本発明は、以上の実施の形態に限定されることなく、特許請求の範囲に記載された発明の範囲内で、種々の変更が可能であり、それらも本発明の範囲内に包含されるものであることは言うまでもない。

【0072】また、本明細書において、部／手段とは必ずしも物理的手段を意味するものではなく、各手段の機能が、ソフトウェアによって実現される場合も包含する。さらに、一つの手段の機能が、二つ以上の物理的手段により実現されても、若しくは、二つ以上の手段の機能が、一つの物理的手段により実現されてもよい。

【図面の簡単な説明】

【図1】 この発明の実施の形態に係るシステムの全体構成図である。

【図2】 この発明の実施の形態1に係る処理フローチャートである。図2(a)はひとつの商品バーコードに複数の意味をもたせるときの処理フローチャートである。図2(b)は商品バーコードに対する基本的な処理フローチャートである。

【図3】 図1のクライアントサーバシステムに適用したときの、この発明の実施の形態1に係る処理フローチャートである。

【図4】 この発明の実施の形態に係る動作の説明図である。

10

20

30

40

50

【図5】 この発明の実施の形態2に係る処理フローチャートである。

【図6】 図1のクライアントサーバシステムに適用したときの、この発明の実施の形態2に係る処理フローチャートである。

【図7】 この発明の実施の形態3に係る処理フローチャートである。

【図8】 図1のクライアントサーバシステムに適用したときの、この発明の実施の形態3に係る処理フローチャートである。

【図9】 この発明の実施の形態4に係る処理フローチャートである。

【図10】 図1のクライアントサーバシステムに適用したときの、この発明の実施の形態4に係る処理フローチャートである。

【図11】 この発明の実施の形態4に係る動作の説明図である。

【図12】 この発明の実施の形態4に係る動作の説明図である。

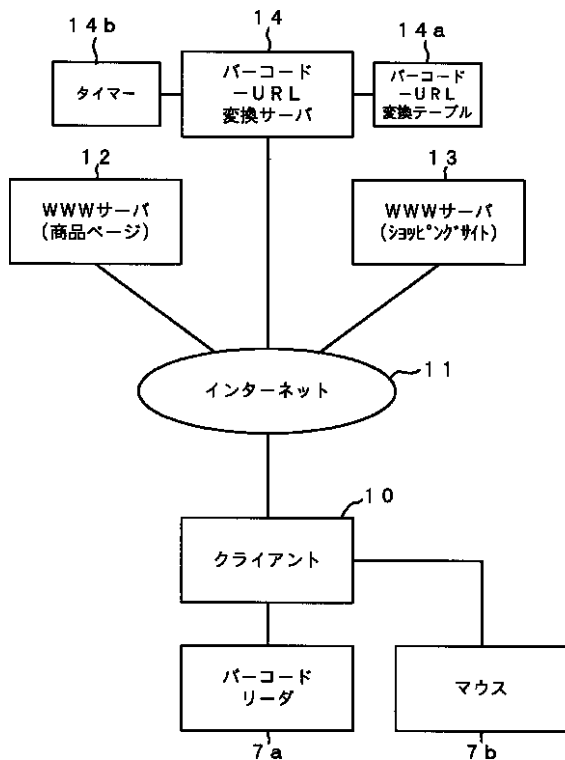
【図13】 この発明の実施の形態5に係るクライアン*20

*ト(パソコン)の構成図である。

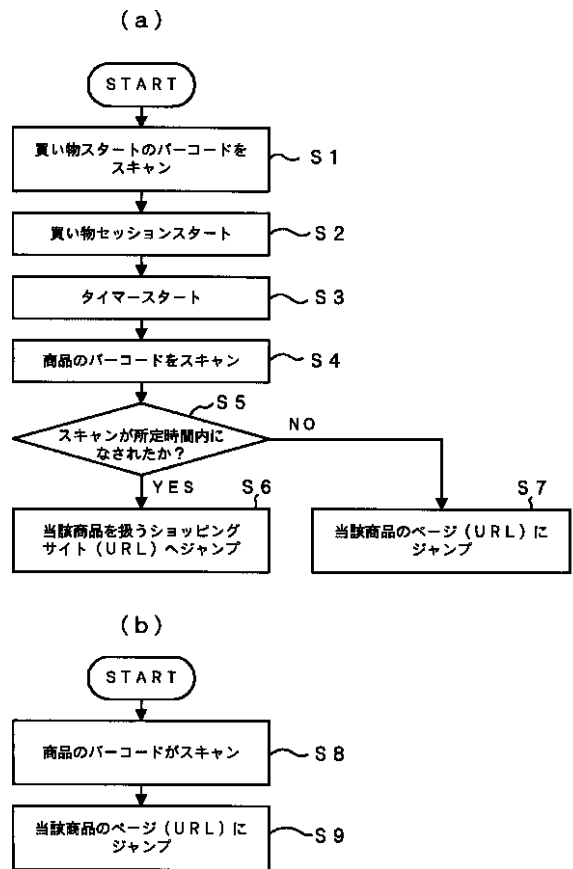
【符号の説明】

- 1 CPU
- 2 ディスプレイ
- 3 キーボード
- 4 通信接続装置
- 5 タイマー
- 6 メモリ
- 6 a 商品のページ用バーコード-URL変換メモリ
- 6 b 買い物ページ用バーコード-URL変換メモリ
- 7 a バーコードリーダー
- 7 b マウス
- 10 クライアントコンピュータ
- 11 インターネット
- 12 WWWサーバ(商品情報を表示するページを提供)
- 13 WWWサーバ(ショッピングサイトを提供)
- 14 バーコード-URL変換サーバ
- 14 a バーコード-URL変換テーブル
- 14 b タイマー

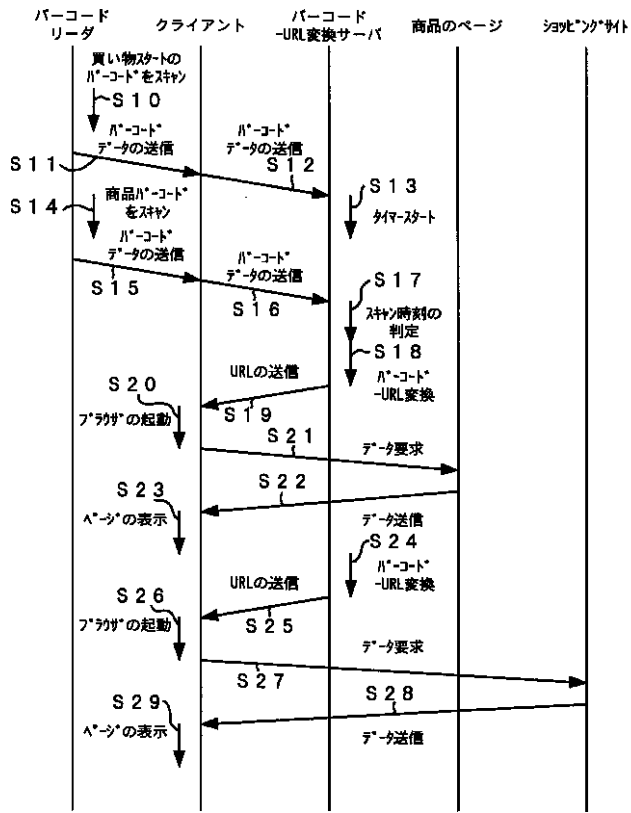
【図1】



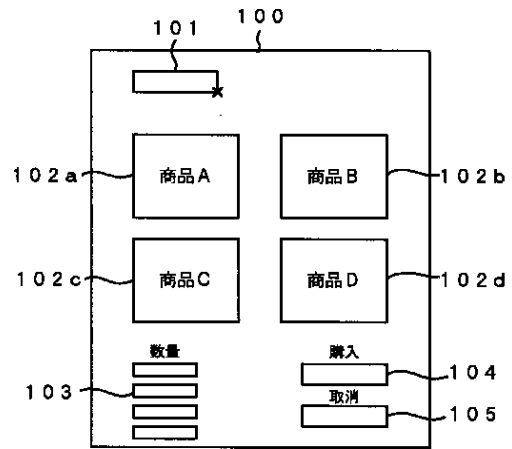
【図2】



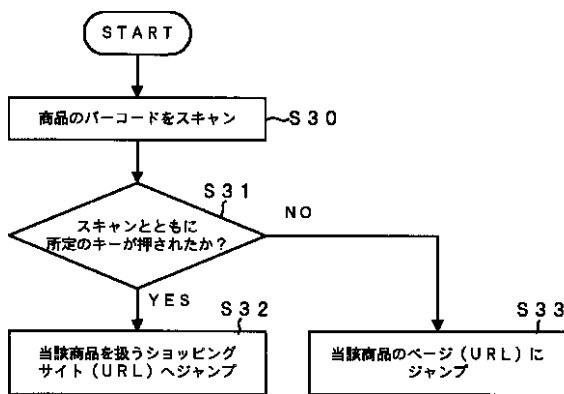
【図3】



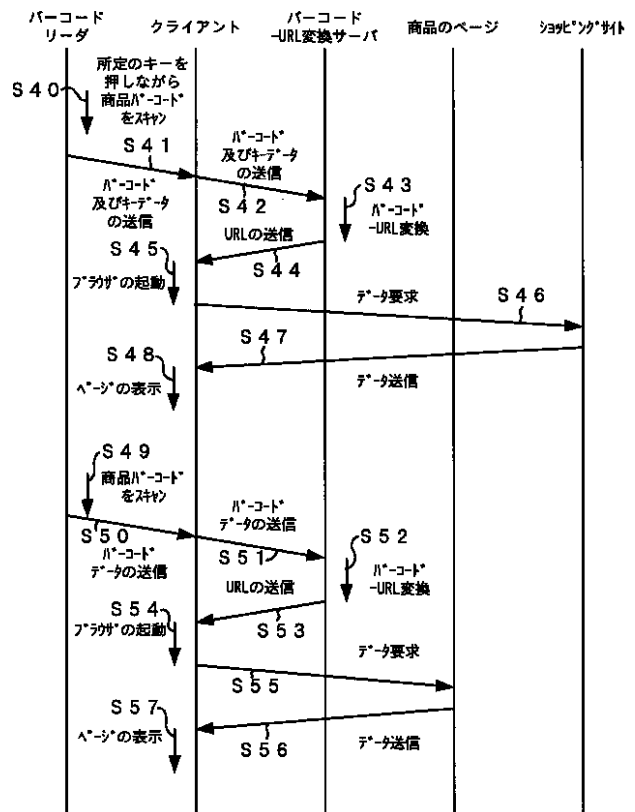
【図4】



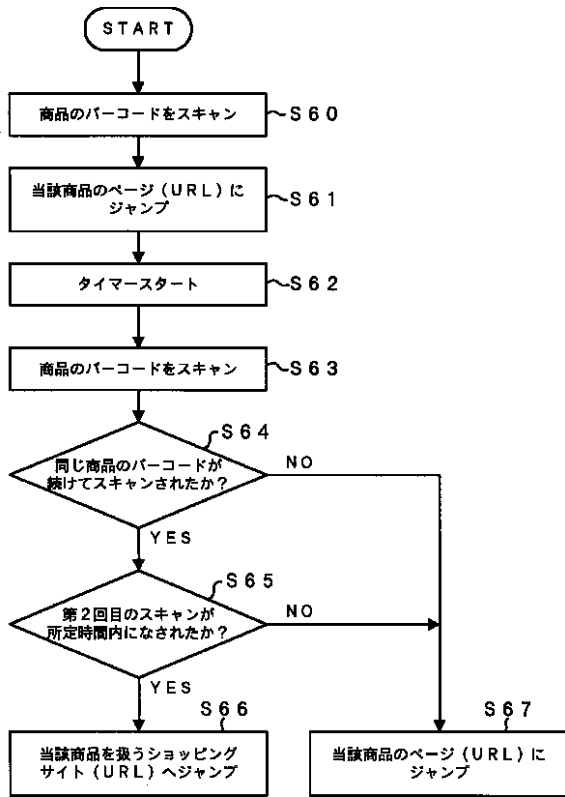
【図5】



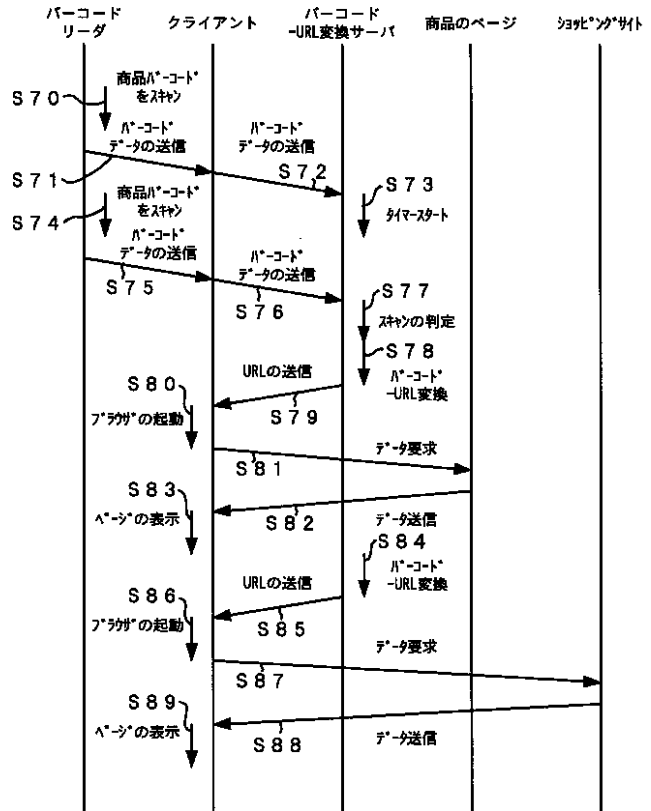
【図6】



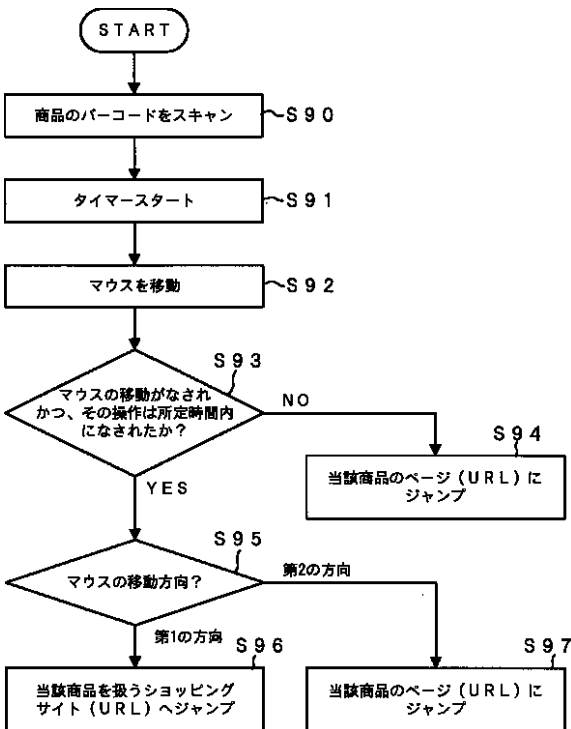
【図7】



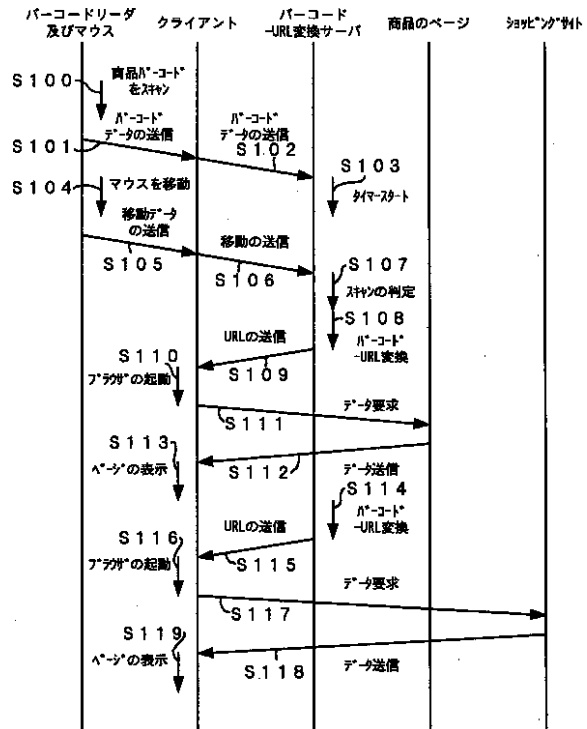
【図8】



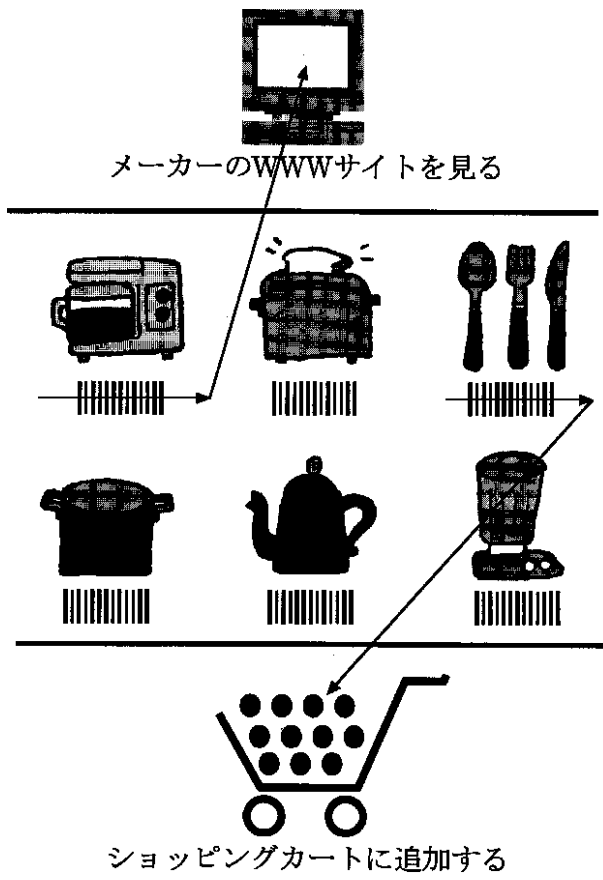
【図9】



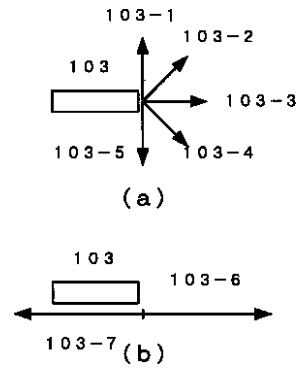
【図10】



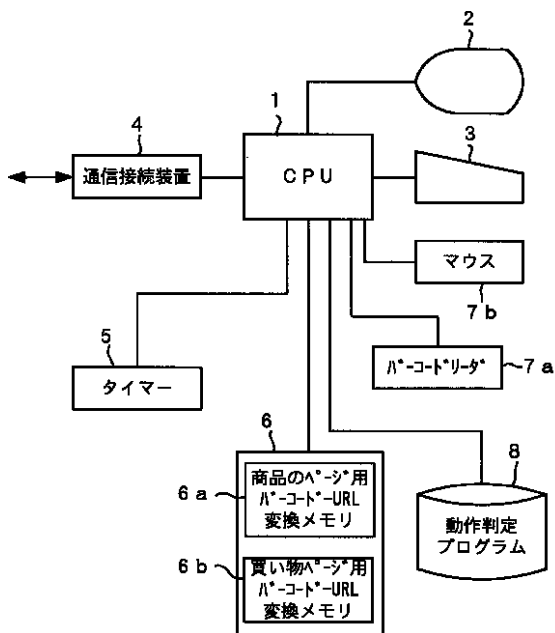
【図11】



【図12】



【図13】



フロントページの続き

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テ-マコード ¹ (参考)
G 0 6 F 17/30	1 1 0 1 7 0 3 1 0	G 0 6 F 17/30	1 1 0 F 1 7 0 Z 3 1 0 C
G 0 6 K 7/00		G 0 6 K 7/00	U
(72) 発明者 名取 仁 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比 寿ガーデンプレイスタワー13階 メディア ポータルジャパン株式会社内		(72) 発明者 鹿児島 浩志 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比 寿ガーデンプレイスタワー13階 メディア ポータルジャパン株式会社内	
(72) 発明者 田村 圭一 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比 寿ガーデンプレイスタワー13階 メディア ポータルジャパン株式会社内		(72) 発明者 土田 勲 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比 寿ガーデンプレイスタワー13階 メディア ポータルジャパン株式会社内	
(72) 発明者 新堂 太郎 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比 寿ガーデンプレイスタワー13階 メディア ポータルジャパン株式会社内		F ターム (参考) 5B049 BB11 CC05 CC10 DD02 FF01 GG02 5B072 BB00 CC24 5B075 KK07 ND20 PP05 PQ02	